

# もしも校長試験を受けるなら

## 要項から見る校長の資質

2003.3.22

札幌たの授サークル

丸山秀一

### [ 質問 ]

どんな人が北海道公立学校の校長になることができるのでしょうか。「北海道公立学校校長採用候補者選考実施要項」(2002.7.29 改正)から考えてみましょう。

教頭試験を受けるには教員でなければなりません、校長試験を受けることができるのは教頭だけでしょうか。

### 予想

- ア 教頭のみ資格がある
- イ 一般教員でも資格がある
- ウ 行政職の職員でも資格がある

「民間人の校長登用」は別に考えてください。

## 校長になれる人

要項によると、校長試験を受けることができるのは、教頭と「北海道教育委員会の事務局及び所管機関（以下 事務局等 という）の職員のうち指導班主査以上の職の者」、  
「国及び市町村職員で教育長が相当と認めた者」となっています。つまり校長になるためには、必ずしも教頭を経験する必要はないのです。

## [ 質問 ]

教頭試験の要項には資質として「人格，識見，指導力が特に優れ，信望があり，身体強健な者」とあります。校長試験の要項も，この資質とほとんど同じですが，教頭の資質と比較して，ひとつだけ少なくなっています。さて，校長選考で要求されない資質とはなんのでしょうか。

## 予想

- ア 人格
- イ 識見
- ウ 指導力
- エ 信望
- オ 身体強健

## 校長の資質

校長試験の要項には「人格，識見，指導力が特に優れた身体強健な者」とありますから，教頭に要求される資質より「信望があり」が抜けています。校長になるには信望はあまり必要ないようですね。「嫌われ者教頭」でも大丈夫ということでしょうか。

## [ 質問 ]

教頭試験における年齢制限は上限が「58 歳未満」で，下限が「教職経験 15 年以上（大卒）」という規定により実質 38 歳です。では，校長試験にも年齢制限があると思いますか。

## 予想

- ア 年齢による制限はない
- イ 年齢の上限が設定されている
- ウ 年齢の下限が設定されている
- エ 上限と下限が設定されている

## 年齢制限

要項には教頭試験と同じく「年齢は58歳未満であること」とあります。そして「教頭在職年数1年以上」という規定により、下限は実質39歳ということになります。

また教頭試験では、「僻地での勤務経験」などが要求されていますが、校長試験の時はどこで教頭をしようと関係ありません。

必要な学歴については、教頭試験と同じく「専修免許状または一種免許状（高校では専修免許）を有していること」となっています。

## [ 質問 ]

教頭候補者はすべて推薦（小中では教育委員会，高校では校長の推薦）により選ばれ，選考試験により決まります。では校長試験でも同じなのでしょうか。

## 予想

- ア 同じ
- イ 自薦による
- ウ 教育委員会などの指名による
- エ そのほか

## 自薦

受検の申し込みは、本人が教育長に対して行います。しかし、教頭ならば校長と教育局長を、事務局等職員であるなら所属長と生涯学習部長などを必ず経由しなければなりません。つまり自薦とはいえ、教頭ならば校長の承諾（実質的な推薦）を得ないと受検できないわけです。

## [ 質問 ]

選考試験は、筆記試験と面接です。筆記試験は論文形式で行われますが、その内容のひとつは「学校経営に関するもの」ですが、もうひとつはなんでしょうか。

## 予想

- ア 一般常識的なもの
- イ 憲法や教育基本法に関するもの
- ウ 教育裁判に関係するもの
- エ 教育課程や生徒指導に関するもの

## 選考試験

教頭試験の筆記試験では「1200 文字 2 時間の論文試験。内容は教育課程，学習指導，生徒指導に関するもの 1 題」と詳しく定められていますが，校長試験では「一般的な今日的課題や学校経営に関する理念・見識等」とはつきりとは定められていません。また教頭試験で持ち込みが許可されている六法全書の持ち込みについても規定がありません。面接についても個人面接というだけで，内容は「教育長が定める」となっています。

## [ 質問 ]

ひとによっては，筆記試験や校長選考そのものを免除される場合があります。どういうひとがそういった免除を受けるのだと思いますか。

## 予想

- ア 校長試験受検 5 回以上の者
- イ 教頭経験 10 年以上の者
- ウ 校長経験者で降格した者
- エ 上級職の事務局等職員

## 免除

要項によると「この要項施行時（2002年度）に、事務局等の職員にある者のうち指導班主査の職又は相当する職のものにあっては筆記選考を免除し、本庁課長補佐の職又はこれに相当する職以上の職にあるものにおいて書類選考とする」とあります。おそらくこの規定は移行のためのものでしょうから、昔はそういった人たちは試験免除だったのでしょう。

## [ 質問 ]

それでは、ふつうの教員が校長になる一番の近道はなんだと思いますか。

## 予想

- ア 校長に贈り物をする
- イ とにかく早く教頭になる
- ウ 官制の研究会で発表を続ける
- エ 指導主事になる
- オ そのほか

## 校長への近道

教頭への近道は、官制の研究会などで多くの発表をすることです。では、校長になるにも同じことが効果的なのでしょうか。実はそうとはいえません。校長への道には、事務局等職員からの道もあるからなのです。

指導主事になって、指導班主査へと昇任して校長を目指すのが最短コースです。なぜなら、教頭が校長試験を受けるのには、実質的に教育局長の推薦を必要としますが、推薦を得るためには、学校での努力だけでなく、そういった行政部局への「顔つなぎ」が必要だからです。その点、もともと行政職員である指導主事や主査は楽なものです。

しかも、教員や教頭として努力すれば現実の学校で事件が起こったり、失敗したりすることもあるでしょうが、行政職員の事務的な仕事にはそういったリスクもありません。

さらに教頭が校長試験に受かって採用候補者名簿に登録される期間が2年間なのに対して、事務局等の職員の場合は、職員であり続ける限り登録は有効なのです。

かくして、教育の現場から真っ先に離れた指導主事が一番校長への近道にいることになるのです。なぜこういったシステムになっているのか考えてみるのもおもしろいでしょう。

(おしまい)

## 教育界の謎

実際には「現場にいない」という批判を考慮してか、主査から直接校長になることはほとんどなく、主査も「一応」教頭になってから、すぐに校長になるのがふつうのようです。それでも一番現場から離れていた人が、一番校長になりやすいシステムは変わりません。なんだか校長目指して現場で苦勞する教頭がかわいく思えてきます。

このレポートは、あくまでも要項から考えたもので、実態とは異なっているかも知れません（派閥の問題もあるでしょうし）。しかし、要項にはその本質が最もよく表れているはずで

す。次回「もしも指導主事試験を受けるなら」もおたのしみ

注 このレポートがあなたの昇進等に影響を与えても一切の責任は取りませんのでご注意ください。